

(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業

特定事業の選定

令和3年7月15日

神奈川県平塚市

神奈川県平塚市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、（仮称）平塚市学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和3年7月15日

平塚市長 落合 克宏

目 次

1 事業概要	1
(1) 事業名	1
(2) 事業に供される公共施設等の名称	1
(3) 公共施設等の管理者の名称	1
(4) 事業の目的	1
(5) 事業範囲	1
(6) 事業方式	2
(7) 事業期間	2
2 市が直接実施する場合とP F I方式により実施する場合の評価	2
(1) 定量的評価	2
(2) 定性的評価	3
(3) 総合的評価	4

1 事業概要

(1) 事業名

(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業

(2) 事業に供される公共施設等の名称

(仮称)平塚市学校給食センター(外構、付帯施設を含め、以下「本施設」という。)

(3) 公共施設等の管理者の名称

平塚市長 落合 克宏

(4) 事業の目的

市の小学校(分校を除く)28校では、主食(御飯、パンなど)、おかず、牛乳を提供する完全給食を実施している。このうち21校を共同調理場方式(センター方式)とし、東部学校給食共同調理場(以下「東部調理場」という。)(受配校:11校)と北部学校給食共同調理場(以下「北部調理場」という。)(受配校:10校)で調理し、給食を提供している。また、このほかの7校を単独調理場方式(自校式)とし、各校に設けられた給食調理室で調理し、給食を提供している。

しかし、分校を除く小学校28校中21校の給食を賄っている東部調理場と北部調理場については、耐震性能不足や著しい老朽化、現在の学校給食衛生管理基準を満たした施設となっていないなど安全・安心な給食提供に関して課題を抱えている。

一方、分校を除く中学校15校では、家庭から弁当を持参することを基本とし、牛乳のみを提供するミルク給食を実施している。また、生徒が弁当を持参できない時のために、当日の朝に注文ができる業者弁当の販売を実施している。

しかし、中学校給食については、家庭環境や社会情勢の変化がある中で中学校給食を望む声が高まってきたことから、「平塚市中学校昼食検討委員会」を設置し、様々な角度から中学校での昼食のあり方について議論を進め、完全給食の実施をすることが望ましいと結論を得た。

以上を踏まえ、中学校完全給食の実現とともに、この2場の統合・移転を含む新たな学校給食センターを整備し、学校給食衛生管理基準等を満たす安全・安心な学校給食の提供を確保し、効率的な学校給食事業の実現を目指すものである。

(5) 事業範囲

本事業は、PFI法に基づき、事業者が本施設の整備等を行い、その事業期間内において本施設の維持管理及び運営を行うものである。

事業範囲は次のとおりであるが、具体的な内容については、入札説明書等において示す。

- ア 施設整備業務
- イ 開業準備業務
- ウ 維持管理業務
- エ 運営業務

(6) 事業方式

P F I 法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、本施設の維持管理及び運営等を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式により実施する。

(7) 事業期間

- ア 施設整備期間 事業契約締結日から令和 6 年 6 月 (約 2 年 3 か月間)
- イ 開業準備期間 令和 6 年 7 月から令和 6 年 8 月 (約 2 か月間)
- ウ 運営期間 令和 6 年 9 月から令和 21 年 3 月末 (約 14 年 7 か月間)

2 市が直接実施する場合と P F I 方式により実施する場合の評価

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針 (平成 30 年 10 月 23 日閣議決定)に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による市の財政負担見込額による定量的評価及び P F I 事業として実施することの定性的評価を踏まえた総合的評価を行った。

(1) 定量的評価

本事業を市が直接実施した場合と P F I 方式により実施した場合それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較することで評価を行った。

ア 前提条件

市の財政負担額の比較にあたり、前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、入札参加者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

表 市の財政負担額算定の前提条件

項目	市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担額の 主な内訳	施設整備業務に係る費用 開業準備業務に係る費用 維持管理業務に係る費用 運営業務に係る費用	サービス対価(施設整備業務、開業 準備業務、維持管理業務及び運営 業務に係る費用、並びに事業者が 本事業の実施に要する諸費用) アドバイザー費 モニタリング費
共通の条件	事業期間 17 年 (施設整備期間 2 年 3 か月、開業準備期間 2 か月、運営 期間 14 年 7 か月) 敷地面積 約 16,170 m ² 供給能力 15,000 食 / 日 割引率 0.907%	
資金調達に 関する事項	交付金 地方債 基金	交付金 地方債 基金

	一般財源	銀行借入 資本金
積算方法	概略の施設計画を策定し、同規模・同用途の事業における実績値等を勘案して算定した。	市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。

イ 市の財政負担額の算定方法

上記の前提条件を基に、市が直接実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

ウ 評価結果

前提条件に基づく財政負担額について、市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると、次の表のとおりとなる。

表 財政負担額（現在価値）の比較

	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額（現在価値）	17,970,609 千円	17,062,815 千円
指数	100.0	94.9

上記の算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が直接実施する場合に比べて、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が5.1%程度削減することが見込まれる。

なお、事業者に移転するリスクについては、データの蓄積がないこと等により厳密な定量化は困難であるため考慮していない。

(2) 定性的評価

本事業をPFI方式により実施する場合、上記のような定量的効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 安全・安心でおいしい適温給食等の実現

本施設の施設整備、維持管理及び運営に関する業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力等の活用を期待することができる。

具体的には、学校給食センターの設計・建設・運営等を一括して発注することにより、運営事業者が早い段階から市に関与するようになるため、限られた敷地を有効に活用しつつ、安全・安心でおいしい適温給食等につながる学校給食センターの設計、建設、維持管理及び運営を期待することができる。

これらに加え、官民のパートナーシップによる調理・衛生管理体制の充実を図ることで、学校給食を活用した更なる食育の推進と、未来に続く安定的な給食提供の実施が期待できる。

イ 適切なりスク移転及び適正な役割分担による効率的な事業運営

本事業において想定されるリスクを明確にし、かつ、適切なリスク移転及び官民の役割分担をすることにより、事業全体におけるリスクの最適化が図られ、リスクの発生抑制、事業の効率化・合理化等の効果が期待できる。

ウ 財政支出の平準化

民間資金を活用することで、市は事業期間終了までの間に初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

(3) 総合的評価

本事業をPFI方式により実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、市の財政負担は、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通して5.1%程度の削減が見込まれるとともに、事業者へのリスク移転や業務の効率化等も期待できる。また、安全・安心で温かくておいしい給食を確実に実現する上でも、民間事業者のノウハウ等を活用することが望ましいと考えられる。

以上の客観的な評価の結果により、本事業をPFI方式により実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。